# 運営規程 デイサービス 風の杜

## 通所介護事業

(事業の目的)

第1条 株式会社アメックスエステートが設置するデイサービス 風の杜 (以下、「事業所」という。) において実施する指定通所介護事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に 行うものとする。
- 4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居 宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携 に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うととも に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護 保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとす る。
- 7 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行 うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行う。

#### (事業の運営)

第3条 指定通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第 三者への委託は行わないものとする。 (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス 風の杜
- (2) 所在地 宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸136番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護従業者
  - ① 生活相談員 2名以上

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して通 所介護計画の作成等を行う。

- ② 介護職員 5名以上 介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。
- ③ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、 指導、助言を行う。

- ④ 看護職員 2名以上 看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。
- ⑤ 事務職員 1名以上事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後5時30分までとする。ただし、送迎時間は含まない。

(指定通所介護の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

## 1日1単位 31名

#### (通所介護の内容)

- 第8条 指定通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行う ものとする。
  - (1) 入浴サービス
  - (2) 食事サービス
  - (3) 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション
  - (4) 機能訓練
  - (5) 健康チェック
  - (6) 送迎

## (利用料等)

- 第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道30円を徴収する。
- 3 食事の提供に要する費用については、昼食代(おやつ代込み)520円、夕食代420 円を徴収する。
- 4 おむつ代については、実費を徴収する。
- 5 その他、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに 区分)について記載した領収書を交付する。
- 7 指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に 文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとす る。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合 は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサ ービス提供証明書を利用者に対して交付する。

#### (通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、宮崎市、西都市、国富町、綾町の区域とする。

## (衛生管理等)

- 第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水 について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる 措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回 以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び 訓練を定期的に実施する。

## (ハラスメントに関する事項)

- 第12条 事業所は、介護現場で働く従業者の安全確保と安心して働き続けられる 労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向け取り組むこととする。
- 2 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な 範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。
- (1) 職員に対する身体的暴力。(叩く、殴る、物を投げる、服を引っ張る等の身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- (2) 職員に対する精神的暴力。(怒鳴る、奇声を上げる、物に当たる等、個人の尊厳や 人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする威圧的行為)
- (3) 職員に対するセクシャルハラスメント。(身体を触る、手を握る、卑猥な言葉をかける等、意に沿わない性的言動、誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)
- 3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議 等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討する。
- 4 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めることとする。
- 5 ハラスメントと判断された場合は行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に 対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じるものとする。

## (サービス利用に当たっての留意事項)

- 第13条 利用者は指定通所介護事業所の提供するサービスを受ける際の留意事項 は次のとおりとする。
  - (1) 利用者は、サービスの利用に際し、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意すること。
  - (2) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに 事業所の従業者に連絡すること。
  - (3) 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと。
  - (4) 他のサービス利用者の迷惑となる次の行動等を慎むこと。
    - ① 飲酒
    - ② 施設内での喫煙
    - ③ 事業所の従業者や利用者に対する暴力行為
    - ④ 宗教、政治、営利活動
    - ⑤ その他、他のサービス利用者の迷惑となる行動

## (緊急時又は事故発生時の対応)

- 第14条 従業者は、指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、 その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるととも に、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講 ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、 当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要 な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (非常災害対策)

- 第15条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携 に努めるものとする。
- 3 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生 の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとする。

#### (苦情処理)

- 第16条 事業所は、指定通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速 かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

## (個人情報の保護)

- 第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する 法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取 扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供 以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又 は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

## (虐待防止に関する事項)

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため 次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を 現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、 これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下 「身体的拘束等」という。) は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

## (業務継続計画の策定等)

- 第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

## (地域との連携)

- 第21条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動 等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

## (居宅介護支援事業者との連携)

- 第22条 事業所は、サービスの実施に際し、居宅介護支援事業者(必要と判断される場合は、主治医、保健医療、福祉サービス提供者を含む)と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。
  - (1) 利用者が、サービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合
  - (2) 次の理由により適切なサービス提供が困難と判断される場合
    - ① 第7条に定める利用定員を超える場合
    - ② 第10条に定める通常の指定通所介護事業の実施地域外の利用者で、送迎等に対応できない場合
    - ③ 利用者が正当な理由なく指定通所介護事業の利用に係る指示に従わないため、サービス提供ができない場合
    - ④ その他正当な理由により、受け入れられないと判断した場合

## (利用者に関する市町村への通知)

第23条 事業所は、利用者が前条第2号③及び④に該当し、要介護状態の程度を悪

化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等 には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第24条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

## (その他運営に関する留意事項)

- 第25条 事業所は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従 業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契 約の内容とする。
- 4 事業所は、指定通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アメックスエステートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## (附則)

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から施行する。